

Prepared by:
Kurt Lambrechts
Alexander Ofutin
星野孝典
William Hines
Henny Verheugen

2013年8月



IFRS保険契約に関する 2013年公開草案サマリー





1947年に米国で設立されたミリマンは、世界最大のアクチュアリー分野およびその他分野を専門とする独立系コンサルティング会社の一つです。現在、世界の主要都市にオフィスを構え、生命保険・金融サービス、損害保険、健康保険、従業員福利厚生の各分野でコンサルティング・サービスを提供しております。

詳細は、www.milliman.comをご覧ください。

CONTENTS

1	はじめに	2
2	対象契約	3
3	測定フレームワーク	4
3.1	キャッシュフロー 推計	6
3.2	割引率	7
3.3	リスク調整	9
3.4	契約上のサービスマージン	11
3.5	特殊な場合	13
4	包括利益	16
5	割引率と資産運用利回り	18
6	表示	21
7	開示	26
8	結論	29

1 はじめに

保険契約会計についてのIFRS現行基準はIFRS 4です。

本基準は、(一定の条件下で)保険者が保険契約に既存のGAAPを使用し続けることを認めています。その主な理由は、欧州の上場保険会社がIFRS (2005)での報告を求められた時、保険契約に対する包括的基準が存在していなかったためです。

当該プロジェクトのフェーズ2で、保険契約に対する包括的なIFRSが検討されているところです。当該プロジェクトは、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board、IASB)と米国の財務会計基準審議会(Financial Accounting Standards Board、FASB)の共同作業です。

2010年に最初の公開草案が発表されましたが、2013年6月にIASBは再公開草案を公表しました。2015年の早い段階で最終基準が公表される見込みで、保険者にはその後初めて基準を適用するまでの間に、3年程度の準備期間が与えられる予定です。

本ペーパーでは、2013年の再公開草案で新たに盛り込まれた項目に特に注目し、IFRS基準案の主な特徴について考察を行います。

いくつかの項目については、枠で囲われた部分に、ソルベンシーIIやMCEV¹の評価フレームワーク、またFASBの保険契約に対する新たなUS GAAP基準との比較コメントを記載しています。

¹ Market Consistent Embedded Value following the European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles (Copyright© Stichting CFO Forum Foundation 2008)

2 対象契約

IFRS基準案が対象とする範囲は、現行IFRS 4から変更はありません。

これには、会社が発行する保険契約と再保険契約に加え、会社が保有する再保険契約が含まれます。保険契約者が保有する保険契約には適用されません。

製造業者による製品保証、リース、自家保険、従業員給付プランなど保険に類似する一部の契約は、対象外です。

保険契約は、特定の不確実な将来の事象が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者を補償するという合意により、一方の当事者が重大な保険リスク(財務リスク以外のリスク)を他方の当事者から引き受ける契約として定義されます。

これは、重大な保険リスクを移転しない保険会社が発行した一部の契約は対象外であることを意味します。例えば、純粋な貯蓄商品、重大な保険カバーのないユニットリンク保険、財務再保険などが該当すると考えられます。これらは、IFRS 9「金融商品」に基づき測定します。

しかしながら、発行者の裁量によりその金額が決定される追加給付を受ける権利、つまり裁量権のある有配当性(discretionary participation features、DPF)を伴う保険契約もあります。こうした契約は、保険契約と同一のポートフォリオに含まれていることが多くあります。IFRS基準案は、保険者が発行したDPF付金融商品にも例外的に適用されます。

主契約とは密接に関係せず、明確に分離可能な投資要素や組込デリバティブが保険契約に含まれている場合、保険者はそれらをIFRS 9に基づいて報告しなくてはなりません。明確に分離可能な(財またはサービスの)履行義務についても同様に分離する必要があります。

FASB基準案との比較

FASBは、DPF付金融商品を金融商品会計の適用対象としています。

3 測定フレームワーク

再公開草案で提案された会計モデルでは、各報告日における前提条件を使用し、可能な限り市場整合的な情報を最大限使用して推計を行うという現在価値 (current value) アプローチを採用しています。この測定方法では、貨幣の時間価値を反映し、負債に対する不確実性を考慮します。

保険事故発生前の負債の評価額は、以下の合計として計算されます。

- ・ 履行価値: 保険者が保険契約を履行するに従い発生するネット・キャッシュフローの期待現在価値
- ・ 契約上のサービスマージン: 本項目により契約引受時に利益は発生しないようになります。

履行価値は、保険者の視点から推計した将来キャッシュフローを割り引き、当該キャッシュフローの不確実性について調整を行うことにより算定されます。

したがって、本測定アプローチは、以下の要素から構成されるビルディング・ブロック・アプローチと呼ばれています。

- ・ 将来キャッシュフローの偏りのない期待 (平均) 価値
- ・ 貨幣の時間価値に対する調整を行うための割引率
- ・ 将来キャッシュフローの金額およびタイミングに関する不確実性を反映するためのリスク調整
- ・ 契約上のサービスマージン

図1: ビルディング・ブロック



MCEVとの比較

EVIは、資産の市場価値と法定負債の差である純資産価値に、将来の株主キャッシュフローの期待現在価値を加えたものであると一般的に考えることができます。

市場整合的アプローチでは、MCEVを経済的純資産価値、つまり資産の時価評価額から負債の時価評価額を減算し、フリクショナル・コストを減じたものとみなすこともできると思います。金融オプションおよび保証の時間価値は、負債時価の現在推計に含まれます。残余ヘッジ不能リスクのコストも、負債時価に含まれており、これはソルベンシーIIのリスクマージンに相当する要素です。

後者のアプローチでは、MCEVバランスシートをIFRS 基準案やソルベンシーIIのバランスシートと比較可能です。MCEVで求められる前提条件は、ソルベンシーIIと同様で、経済前提条件は可能な限り市場から入手し、非経済前提条件は企業固有の前提を用います。

MCEVには、利益を繰り延べる効果のある契約上のサービスマージンに相当する要素は含まれません。

ソルベンシーIIとの比較

履行価値の現在価値アプローチは、ソルベンシーIIで用いられている出口価値に類似しています。

実際、IASBは2007年のディスカッションペーパーで提案した方法を現在の出口価値という用語を用い、保険者が報告日において残存する契約上の権利及び義務を即座に別の企業に移転するための対価として支払うことを見込む金額と表現しました。

しかしながら厳格に言うところ、出口価値の概念にはいくつかの疑問が残ります。例えば、将来経費として、保険者固有の経費水準ではなく、市場整合的な水準を反映する必要があります。コスト効率のいい保険者の実際の経費は、出口価値計算に使用される経費よりも低いため、そこから利益を生み出すことができるかもしれません。ただし実際には、当該ポートフォリオに対する市場整合的な経費水準を定めることは不可能と考えられます。ソルベンシーIIでは、何らかの企業固有の経費水準を反映することを認めています。

また、実際には保険契約が第三者に移転されることはまれであるため、出口価値は理論的概念でしかないことは、当初から明らかでした。再保険により過大なリスクを軽減することはありますが、保険会社は一般的に契約終了時までその義務を保持し履行しようとしています。

そのため、保険者が契約を履行するに従い発生するキャッシュフローという定義が再注目されました。このアプローチでは、企業固有の経費水準を反映できることは一点の曇りもなく明確です。この場合でも、市場価値は観察可能な市場価格とは整合的でなくてはなりません。

FASB基準案との比較

FASBは、マージンをリスク調整と契約上のサービスマージンに分離して測定しないことを決定しました。この場合、IFRS基準案におけるリスク調整と契約上のサービスマージンを結合させた単一の(複合)マージンのみが存在することとなります。

リスク調整の分離測定を行わず、かつマージン水準をロックインするため、IFRS基準案に比べてUS GAAP新基準案の方が、収益性に問題のある契約の当初測定時の負債額は低くなる傾向がありそうです。一方、契約後、将来の期待コストが上昇(収益性は低下)し、期待キャッシュフローを見直した契約については、マージンがロックインされるため、IFRSよりもUS GAAPの負債の方が高くなるものと考えられます。

3.1 キャッシュフロー推計

定義

キャッシュフロー推計は、明示的で、偏りなく、確率加重することにより行わなくてはなりません。

ここで、主たる目的は、将来キャッシュフローの偏りのない平均価値を得ることです。この平均を推計するために考える全てのシナリオを特定し定量化することは求められていません。しかし公開草案は、経済環境の変化によりキャッシュフローが非線形的に変化する場合には、確率論的モデルを使用する必要があるかもしれないとしています。

将来経費の反映

負債ポートフォリオの履行に直接関連づけられるキャッシュフローのみを含めるべきという点が重要です。これには、ポートフォリオ経費が契約の獲得・保守活動により直接的に増加するような行動ベースのコストや、全てではないもののポートフォリオの義務を履行するための業務に紐づけられる間接経費も含まれます。

一般的なオーバーヘッド経費や契約活動に直接帰属しない商品開発費や研修費などの間接費は、履行キャッシュフローには含まれません。

契約ポートフォリオに合理的に配賦可能な直接新契約費は、発生時に損益計算書に反映させます。一方、契約当初の契約上のサービスマージンに反映され、保険契約の収入の測定にも影響を及ぼします。

履行価値に反映されない経費は、発生時に損益に認識することが必要です。

測定単位

キャッシュフロー推計は、通常、ポートフォリオ・レベルで行います。基準案は、類似したリスクを引き受け、引受リスクに照らして同様の料率設定が行われ、単一のプールとして一括管理される契約群団をポートフォリオとして定義しています。

ソルベンシーIIとの比較

ソルベンシーIIでは、あらゆる会社経費を保険契約に配分します。オーバーヘッド経費は、通常、各企業固有の方法で配分します。

その後すべてを統合して全社バランスシートを計算し、全社レベルで必要資本計算を行います。

しかしIFRSでは、保険負債はIFRSバランスシートの一部でしかなく、(金融商品に対するIFRS 9等)他の基準の対象となる部分の評価に反映される経費もあります。

MCEVとの比較

ソルベンシーII同様、対象契約に関する全ての経費が、MCEVに反映されます。

持株会社経費や対象契約の管理に必要なシステム投資などのオーバーヘッド経費も含まれます。対象契約の管理コストが当該サービスを提供する他の会社で発生する場合、そのサービス会社に対する損益をルックスルーベースで考慮すべきとされています。

FASB基準案との比較

FASB基準案の現在履行価値には、成立した契約に関する新契約費のみを反映します。IASB基準案では、成立・不成立を問わず、契約ポートフォリオの獲得コストが反映されます。

3.2 割引率

将来キャッシュフローの現在推計にあたっては、(§3.5.2の短期契約の項に示すとおり、割引の影響が重要でないと考えられる場合を除いて)貨幣の時間価値を調整するため割引率²を適用しなくてはなりません。

再公開草案では、割引率についてさらに以下のように規定しています。

- ・ 例えば、時期、通貨および流動性の点で、当該保険契約負債とキャッシュフロー特性が同様の商品の観察可能な現在の市場価格と整合的でなくてはならない。
- ・ 観察可能な価格に影響を与えるが当該保険契約負債と関連性がない要因(例えば、保険負債に存在しないが、市場価格が観察される商品には存在するリスク)を除外しなくてはならない。保険者自身の信用リスクは、割引率を決定する際には考慮すべきではない。

² 単一レートではなく、イールドカーブ。

IASBは、割引率を決定する単一の手法を規定してはいませんが、以下の2つのアプローチを許容可能なアプローチとして示しています。

- ・ボトムアップ・アプローチでは、リスクフリーレートに、非流動性的のように履行キャッシュフローが持つ特性に対応した調整を加えます。
- ・トップダウン・アプローチでは、参照資産ポートフォリオから得られる運用利回りから、履行キャッシュフローに内在していない特性に対応する要素を全て取り除きます。

トップダウン・アプローチ

上述の通り、トップダウン・アプローチは割引率を求める方法の一つであり、実際の資産(または参照ポートフォリオ)に対する運用利回りから、当該資産に内在するものの当該負債には内在しないあらゆる要素を取り除きます。

保険負債に適切な割引率にするため、期待資産運用利回りは以下の3段階の調整を行うべきと考えられます。

- ・タイプI: キャッシュフローの発生時期の差を調整し、実質的に「マッチング」ポートフォリオを構成。
- ・タイプII: 資産に内在するものの負債には内在しないリスクを調整。
債券について、IASBスタッフは下記の通り2段階での調整を提案しています。
 1. 期待信用損失を調整。
 2. 残存する信用リスクプレミアムを調整。
- ・タイプIII: 流動性の差を調整。
IASB基準案のトップダウン・アプローチでは、この差に関する調整を行う必要はないとされています。

本アプローチは、資産の運用利回りを割引率として使用することを求めているものではありません。資産運用利回りはベースとして使用するに過ぎず、その後負債に内在していない全ての特性を除外するよう調整を行う必要があります。

原理的には、ボトムアップ・アプローチ、つまり

$$\text{リスクフリーレート} + \text{非流動性プレミアム}$$

として求めた場合と、同じ割引率が結果として得られるはずですが。

そのため、(債券などの)負債性金融商品のレートをベースとするのが最も自然です。(株式や不動産など)他の投資商品は、保険キャッシュフローの特性とは大きく異なる特性を有しています。その結果、トップダウン・アプローチで用いる資産にこれらの投資商品が含まれている場合には、多くの追加的調整が必要となります。

トップダウン・アプローチを選択した場合の利点は、IFRS基準案では資産・負債間の非流動性プレミアムの水準差に対するタイプIIIの調整を行う必要はないとしていることです。

割引率のロックイン

包括利益のセクションで見えていきますが、表示目的では、契約開始時に決定した割引率をロックインします。時間の経過に伴う本割引率による割戻しが当期純利益に反映される金利費用のベースとなり、割引率の変化から生じる負債価値の変動はその他包括利益(OCI)に反映されます。

契約変更により追加の給付を提供する義務が生じた場合、追加部分は新契約として認識し、改めて当該部分に対して別のロックイン割引率と契約上のサービスマージンを求めなくてはなりません。

複製ポートフォリオ手法と組込み金融オプション

保険要素と貯蓄要素を組み合わせた商品があり、貯蓄要素には組込みオプションおよび保証が含まれている場合があります。オプションは、本源的価値に加えて、原資産の価値が時間の経過により変動することから時間価値を持ち、時間価値の金額が多額に上ることもあります。

この状況では、期待キャッシュフローをリスクフリー割引率で割り引いただけでは、観察可能な市場価格と整合的な現在価値を導くことはできないでしょう。複製ポートフォリオなど他の手法により、組込みオプションの価値を観察可能な類似オプションの価格から求めたり、市場整合的の評価を使用したりすることが考えられます。

IASBは、こうした状況においては上記のような評価手法を使用すべきであるとしていますが、再公開草案ではあまり明確に述べられてはいません：「企業は、そのような資産の測定と整合的な割引率や、そのような資産から生じるリスクの分担における企業と保険契約者間の非対称性について調整した割引率を使用することもできます。」

有配当契約に関するガイドラインについては、セクション5を参照してください。

MCEVとの比較

MCEVの割引率は、ボトムアップ・アプローチで導出すべきです。また、IFRS 9の対象となる商品、無配当契約、その他の保険契約の間で異なる手法を用いることはありません。

MCEVの割引率は、スワップレートに非流動性プレミアムを加えたものです。スワップレート市場が十分に堅固でない場合、国債利回りなどを代わりに利用することができます。また、資産運用方針等が非流動性プレミアムの実現能力に制約を設けていないか確認することも必要です。

3.3 リスク調整

IASBは、キャッシュフローの現在期待価値を調整し、当該キャッシュフローの不確実性を反映するよう保険者に求めています。リスク調整は、保険者にとって当該保険負債の履行と、確定負債の履行が同一の期待現在価値を持つように求められます。

リスク調整は、保険者の視点によるリスク対価であると記述されています。

IFRS基準案は、リスク調整についての具体的手法を規定していません。これは、保険キャッシュフローのリスク調整を行うには、少数の確立された手法を規定するだけでは必ずしも十分ではなく、今後、様々な保険契約に対して適切な新たな手法が利用可能となってくることを暗に想定しています。

プライシングとのリンク

ただし、保険者はリスク調整手法を統合的に用いるよう求められています。IASBのワーキングペーパー³によると、現在価額のリスク調整に用いる手法は、保険契約のプライシングにおいて保険料率を導出した際に用いられた手法と統合的であるべきと考えているようです。このプライシング・アプローチとのリンクは、審議会がポートフォリオ間の分散効果の水準に関して議論した際にも参照されています。

リスク調整は、複製ポートフォリオ・アプローチ(割引率のセクションを参照)を使用した場合を除き、ビルディング・ブロックの一つとして含まれます。

ソルベンシーIIとの比較

ソルベンシーIIにおけるリスクマージンは、IFRS基準案のリスク調整に相当します。Swiss Solvency Testのような前例を踏襲し、リスクマージンは資本コストの6%に設定されました。ここではヘッジ不能リスクに対応する資本のみを考慮し、資本コスト率は対象期間1年、99.5%のバリュー・アット・リスクの水準に較正されています。

プライシングにこのリスク調整手法を採用した保険者は、IFRS目的にもこれを同様に使用することが可能です。しかしながら、プライシングとIFRSに必ずしも同じ手法を用いなければならないという義務があるわけではなく、法定ソルベンシーIIの目的にのみ資本コスト手法を用いるようにすることも可能です。

FASB基準案との比較

FASBは、保険契約の測定にリスク調整を別項目として考慮せず、単一のマージンを設定する手法を採用しています。FASBは、リスク調整の金額を適切に測定することはできないと考えています。

リスク調整の当初測定後、リスク調整の次回以降の測定ではその時点におけるキャッシュフローの不確実性を、当初測定時と同一の手法によって評価します。

リスク調整の変化額は、常に当期純利益に反映されます。

信頼水準相当

全ての保険者が自ら手法を選択できますが、IFRS会計採用企業の企業間比較が社外の様々な関係者にとって重要な関心事となります。

そのためIASBは、リスク調整の信頼水準相当(confidence level equivalent、CLE)を開示するよう求めています。CLEは、現在推計にリスク調整を加えることで達成される信頼水準のことです(例えば期待価値が50%の信頼水準の場合、CLEは50%より高い)。

不利な変動に対する安全割増(Provision for adverse deviation, PAD)

将来キャッシュフローのプロジェクトに用いる前提条件にPADを反映する方法は、カナダ GAAPや他の会計基準で現在採用されており、信頼水準手法によりリスク調整を計算する方法の一つとして考えられます。

3.4 契約上のサービスマージン

解釈

契約上のサービスマージン(CSM)は、その定義において、保険契約の初回認識時に利益を発生させないことを目的としている旨、直接言及されています。だからといって、当該保険者の契約上のサービスマージン総額がその会社の将来利益現価とみなせるわけではありません。

キャッシュフロー推計のセクションでも考察した通り、履行キャッシュフローには、保険義務の履行に直接関係する費用のみが含まれます。保険義務の履行とは関係のない費用は除外されます。

そのため、保険ポートフォリオの契約上のサービスマージンは、会社が目標とする収益に加え、(一部の)オーバーヘッド経費をカバーするものと想定されます。

正確には、リスク対価たるリスク調整も将来の期待利益の一部であるとみなすことができるでしょう。

契約上のサービスマージンは、ゼロ未満にはできないため、負債の最低額は、期待キャッシュフローの現在価値にリスク調整を加えた額となります。なお、これはポートフォリオ・レベルで算定しなくてはなりません。保険料の現在価値よりも最低負債が大きいポートフォリオは、逆鞘(onerous)であるとされます。

契約上のサービスマージンの解放

契約開始時には利益は全く発生しないわけですが、繰り延べられた利益(およびオーバーヘッド経費の一部をカバーする部分)は具体的にいつ当期純利益に反映されるのでしょうか。以下の2つの基本ルールが適用されます。

- ・ 契約上のサービスマージンは、契約開始時にロックインされた金利で増加します。
- ・ 契約上のサービスマージンは、当該契約のサービスの提供パターンに応じて保険期間にわたり定期的に解放されます。しかし再公開草案では、これを決定するために必要となる当初認識後の測定単位については規定されていません。

契約上のサービスマージンの調整

もうひとつの重要な論点は、履行価値の変化に応じて契約上のサービスマージンを調整すべきかどうか、また、将来損益に対する調整額はどのように求めるかという点です。

IASBは、この点に関して当初の見解を変更し、契約上のサービスマージンがショック・アプソーバーとして将来推計の変化を相殺できるアプローチを採用しました。ただし、マージンを負債にすることはできません。将来推計の変化によりマージンがゼロを下回るようなケースでは、マージンはゼロに設定され、超過金額は直接当期純利益に反映されることになります。

調整後の契約上のサービスマージンは、対象契約ポートフォリオから期待される将来の利益およびオーバーヘッド経費対応額の水準をより適切に反映するものと考えられます。

ここで、以下を区別しなくてはなりません。

- ・ 当期の期待キャッシュフローと実際キャッシュフローの差:これは、当該期間の保険引受損益の一部となるものであり、契約上のサービスマージンには影響しません。
- ・ 将来の保険カバーおよびその他サービスに関するキャッシュフローに対する前提条件をアップデートしたことによる変化額:契約上のサービスマージンで吸収できます。

将来の保険カバーおよびその他サービスに関連するものに限定しているのは、以下のようなサービスマージンのアンロックによる予期せぬ結果を回避することを意図したものです。

- ・ 契約上のサービスマージンは、すでに発生した保険事故に対する推計の変化を吸収すべきではありません。
- ・ 当期における保険料や払戻金に関する予定額と実際額の差は、損益を発生させるものではありませんが、これに起因する将来キャッシュフローの変化は契約上のサービスマージンで吸収されます。
- ・ 当期の運用利回りを原因として、将来のサービスは変わらないものの、将来の期待キャッシュフローが増加または減少する場合、サービスマージンを将来キャッシュフローの変動に合わせて調整すべきではありません。ただし、この場合、副次的な影響が発生する可能性があります。例えば、ユニットリンク契約の資産価値の増加により、将来の資産比例手数料が増加するかもしれません。手数料が将来の保険カバーやその他のサービスに関連している場合、将来の手数料の増加がミラーリング適用外のキャッシュフローに対応するCSMの再測定に影響を及ぼすことがあるかもしれません。

また、IASBは現在のところ、以下については契約上のサービスマージンを調整することにより吸収してはならないとしていることも重要な点です。

- ・ 割引率の変化
- ・ リスク調整の変化

FASB基準案との比較

単一マージンはアンロックできません。将来推計のあらゆる変動の影響は、直接当期純利益に反映されます。

移行措置

(当初IASBは契約上のサービスマージンは軽微であると思っていましたが、業界側が軽微ではないと指摘するなど)その影響が大きいことを考慮して、IASBは、客観的な情報に基づいて実行可能である限り、過去の全期間において契約上のサービスマージンを計算すべきとする過去法アプローチを提案しています。

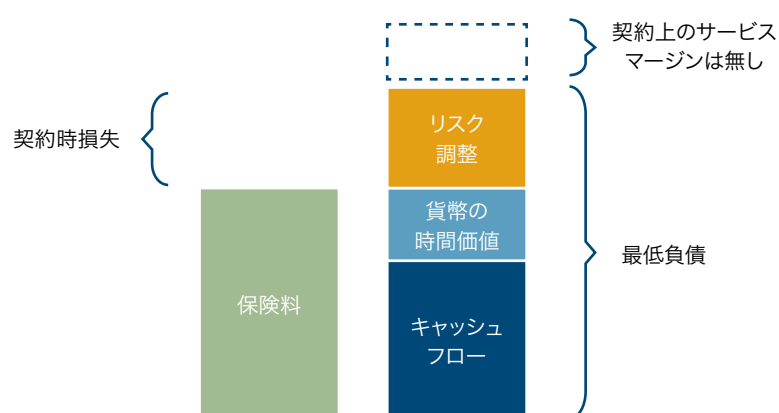
IASBは、保険会社の移行に係る負担を軽減するため複数の実務的な手段を提案しています。リスク調整については、現在の前提条件および評価を、契約開始時のものとして代替してもよいとされています。割引率は、契約開始時に戻って決定する必要がありますが、複数のショートカット手法が提案されています。

3.5 特殊な場合

本セクションでは、IFRS基準案で標準的なビルディング・ブロック方式以外の方法の適用が求められている4つのパターンについて考察します。

3.5.1 逆鞘(onerous)契約

図2: 当初測定・逆鞘(onerous)契約



契約上のサービスマージンを設定することにより、将来利益の期待現在価値は契約時に即座に当期純利益に反映されず、保険期間にわたって認識されるようになります。一方、契約上のサービスマージンを負値にはできないため、契約開始時の損失が計上されることを回避することはできません。

したがって、契約上のサービスマージンが無い場合も考えられます。

契約開始時において、将来キャッシュフローの現在価値とリスク調整の合計が将来の収入現価を超過することはありえます。再公開草案では、これをポートフォリオ・レベルで判定することとしています。

契約上のサービスマージンが無い場合、将来に向けたあらゆる前提条件変更の影響が即座に当期純利益に反映されます。長期保証契約では、これにより損益が毎年大きく変動することになってしまいます。

このような状況は契約開始時だけでなく、その後の段階でも発生し得ます。これは、契約上のサービスマージンの毎期の解放、ならびに履行価値の変動の吸収がどのように行われたかによります。契約上のサービスマージンがゼロとなった後、再び好ましい変化が発生すれば、契約上のサービスマージンを復活させることは可能であると考えられます。

3.5.2 短期契約

IASB基準案では、保険事故発生前の短期契約負債に、保険料配分アプローチ (premium allocation approach、PAA) を適用することができるものとされています。これは、契約時に支払われた保険料 (および該当する場合には将来保険料の現在価値) を、契約時点の保険負債とする方法です。

割引の影響が大きくない場合は、割引を行う必要はありません。保険期間が12か月以下である場合は、これに該当します。

PAAは、ビルディング・ブロック・アプローチの簡便法 (であって例外処理ではない) として考えるべきです。保険料にはリスク調整と契約上のサービスマージンが暗示的に含まれていると考えられ、保険期間が短期の場合は、これらをビルディング・ブロック・アプローチにより時間の経過に伴い解放する場合と、保険料総額を解放する場合とで大差はないと考え得るということです。

IASB基準案では、本方法がビルディング・ブロック・アプローチの簡便法として適切であると考えられる場合は、いかなる契約についても本方法をオプションとして使用できるとされています。

FASB基準案との比較

FASBはPAAを別の手法と考えており、PAAが使用できる状況においてはPAAの利用を義務化すべきと提案しています。

3.5.3 再保険

再保険者は、発行した再保険契約に対し、元受契約に適用されるものと同一の会計手法を適用するものとされています。

保険者が (出再者として) 保有する再保険契約も、IFRS基準案の対象となります。

そのような再保険契約は下記のように取り扱われます。

- ・ キャッシュアウトフローの推計にあたって再保険者の不履行リスクを考慮し、再保険者の信用状態の変化も当期純利益に認識すべきです。
- ・ 契約上のサービスマージンは、再保険者に支払われた保険料に対して較正すべきです。つまり、受再保険の負債とは以下の二点から差異が生じる可能性があります。
 - 再保険に課される税金は、元受契約に課される税金とは異なる可能性がある。
 - 再保険契約の当初認識時の割引率は、元受契約 (あるいは対象となるすべての元受契約を総計した場合の) 割引率とは異なる可能性がある。
- ・ リスク調整は、実際に出再されたリスク部分を対象とすべきです。

当初測定時の利益および損失は、共に保険期間にわたり認識されるべきとされています。

通常の場合、出再者の観点から見ると、負の契約上のサービスマージンを解放していくことになり、これは対応する受再契約の正値のサービスマージン (存在する場合) と同様のパターンで解放されていくことになると考えられます。

短期再保険契約については、保険料配分アプローチを使用することも可能です。

3.5.4 ミラーリング・アプローチ

IFRS基準案の目的の一つは、保険負債とその基礎となる項目(対応資産)の間に経済的ミスマッチが存在する場合はそれを明らかにすること、そして資産と負債が経済的にはマッチしているものの測定額が異なっているために生じる人工的な会計上のミスマッチを減らすことです。

つまり、IFRSにおいては、経済的なミスマッチがありえない状況では、会計上のミスマッチを生じさせないようにすることが目指されています。これに対応するのが、対応資産のリターンが直接負債にリンクされ、かつ、企業が当該資産を保有する義務がある場合です。この場合、保険者は保険キャッシュフローを対応資産の価値を用いて測定しなくてはなりません(ミラーリング)。

- ・リンクされた履行キャッシュフローは、対応資産の帳簿価格(公正価値または償却原価のいずれか)を参照することにより測定

- ・負債額の変動は対応資産と同様の要領で当期純利益またはOCIのいずれかに反映

重要な要件は、当該保険契約について対応資産の保有が義務付けられているということで、これにより経済的ミスマッチが生じないことが担保されます。契約条件によりますが、いわゆるユニットリンク契約の場合、この要件に該当するかもしれません。

対応資産の保有が必ずしも求められず、保険者が負債にマッチした資産を保有するか否かについて裁量を有する場合には、ミラーリング・アプローチは適用されません。この場合、再公開草案では、ユニットリンク契約ではなくインデックスリンク契約と呼び、標準的なビルディング・ブロック・アプローチを適用することとされています。

4 包括利益

当初測定後の各報告期における履行価値および契約上のサービスマージンの変動により、保険者の収入および利益に関するIFRS財務諸表が定義されます。

各報告日における割引率を用いて現在価値を再測定しますが、IASBは、割引率をアップデートすることが包括利益に与える影響を以下のとおり分離するよう提案しています。

- ・ 契約開始時にロックインした割引率を用いて、当期純利益に反映する金利費用を決定します。これは基本的な保険引受活動に伴う損益に含まれます。
- ・ ロックインされた割引率と期初時点の割引率による金利費用の差はOCIに反映します。
- ・ 割引率をさらに現時点の率にアップデートしたことによる将来キャッシュフロー現価の変化額もOCIに反映します。

前セクションでも記しましたが、将来の保険カバーおよびサービスに関連する前提条件のアップデートから発生する履行価値の変化は、包括利益計算書では認識されず、契約上のサービスマージンにより吸収されます(ただし、契約上のサービスマージンの額を限度とします)。

そのため、各ビルディング・ブロックの価値の変化額は、以下の3通りの方法で反映されます。

- ・ 当期純利益(P&L)に反映される変化額
- ・ 契約上のサービスマージンにより吸収される変化額
- ・ その他包括利益(OCI)に反映される変化額

当期純利益(P&L)に反映される変化額

以下が挙げられます。

- 当期キャッシュフローの実績と予定の差
- 金利費用(上述の項目1に対応)
- 毎期のリスクの解放およびリスク評価額の洗い替えによるリスク調整の変化額
- 毎期の契約上のサービスマージンの解放額

契約上のサービスマージンにより吸収される変化額

§3.4に記した通り、契約上のサービスマージンは、保険契約の未稼得の利益とみなすことができます。IASBは、将来の保険カバーに関わる推計額の変化を吸収するため、契約上のサービスマージンを「アンロック」するよう提案しています。

しかし契約上のサービスマージンは、負値にはできません。そうした状況では、逆鞘(onerous)契約として取り扱われることとなります。契約上のサービスマージンで吸収しきれなかった変動は、即座に損失として当期純利益に認識する必要があります。

その他包括利益(OCI)に反映される変化額

以下に示す負債価額の変動要素は、包括利益計算書の当期純利益には含めないこととされています。

- ・ ロックインされた割引率と期初時点の割引率による負債価額の差
- ・ 割引率をさらに現時点の率にアップデートしたことによる将来キャッシュフロー現価の変化額

これらは、包括利益計算書上、以下のように表示されます。

図3: 包括利益のマージン表示		
リスク調整の解放		RRi
契約上のサービスマージンの解放		RRe
グロス保険引受マージン		(RRi+RRe)
実績調整	予定支払保険金	EC
	- 実績支払保険金	-AC
将来キャッシュフロー現価増加額のうち 契約上のサービスマージンで吸収できる額を超過した額		(-ΔA)
保険引受損益(UR)		(RRi+RRe) + (EC-AC) - ΔA
資産運用収益		Inv
- ロックイン割引率による金利費用		- I
資産運用損益(IR)		(Inv-I)
当期純利益		UR+IR
その他包括利益		- ΔDR
包括利益		UR+IR- ΔDR

5 割引率と資産運用利回り

前セクションでは、割引率が履行キャッシュフローの特性のみを反映したものでなくてはならないこと、そして、割引率が契約上のサービスマージン(将来利益)を決定する要素の一つであることを述べました。

また、財務諸表の表示にあたって、割引率が契約の当初認識時にロックインされ、その後、以下の項目の測定に使用されることを考察しました。

- ・ 契約上のサービスマージンへの金利付与
- ・ 当期純利益に反映される保険負債に対する金利費用

そのため、貨幣の時間価値は、金融商品の償却原価と似た手法により当期純利益に反映されます。

しかし、将来の履行キャッシュフローの金額自体が経済パラメータの影響を受けることもしばしば見られ、いわゆる有配当契約がこれに該当します。

§3.5.4ではIASBの提案するミラーリング・アプローチについて紹介しました。これは履行キャッシュフローが対応資産に直接リンクしており、その資産の保有が保険者に義務付けられている場合に使用されます。しかし、保険契約のキャッシュフローが対応資産のリターンにより変動するものの、ミラーリング・アプローチの使用が認められていない場合が下記のように存在します。

- ・ 対応資産のリターンのうち履行キャッシュフローに反映する金額について企業が裁量性を有している。
- ・ 企業は対応資産を保有する義務はなく、参考として使用している。

IASBの提案は、以下の差を認識するよう保険者に求めています。

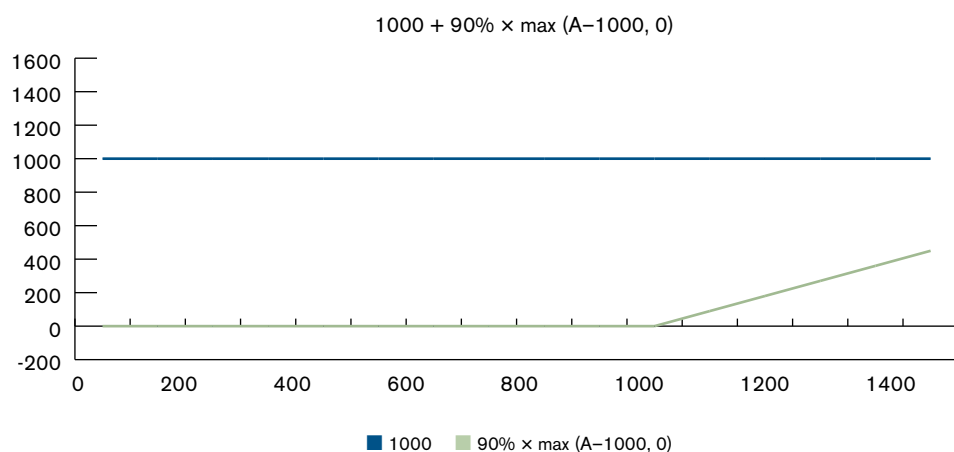
- ・ **基礎となる項目に応じて変動しないキャッシュフロー**：これは基本的なケースのキャッシュフローであり、ロックインされた割引率が適用されます。
- ・ **基礎となる項目に応じて直接変動するキャッシュフロー**：これには、ミラーリング・アプローチの対象となるキャッシュフローが含まれます。また、リンクされたキャッシュフローのうちミラーリング・アプローチが適用できない(上記参照)場合も含まれます。直接リンクしているとみなすためには、基本的に線形関係になければなりません。
- ・ **基礎となる項目に応じて間接的に変動するキャッシュフロー(例えば非線形的な変動)**：対応資産のリターンが履行キャッシュフローの金額に影響する場合、この影響額は当期純利益に反映されます。

したがって、保険契約の履行キャッシュフローを複数の部分に分解する必要があります。

再公開草案のAppendix B (§ B86)には、最低給付がCU⁴1,000および対応資産の増加額の90%とする契約の例が示されています。

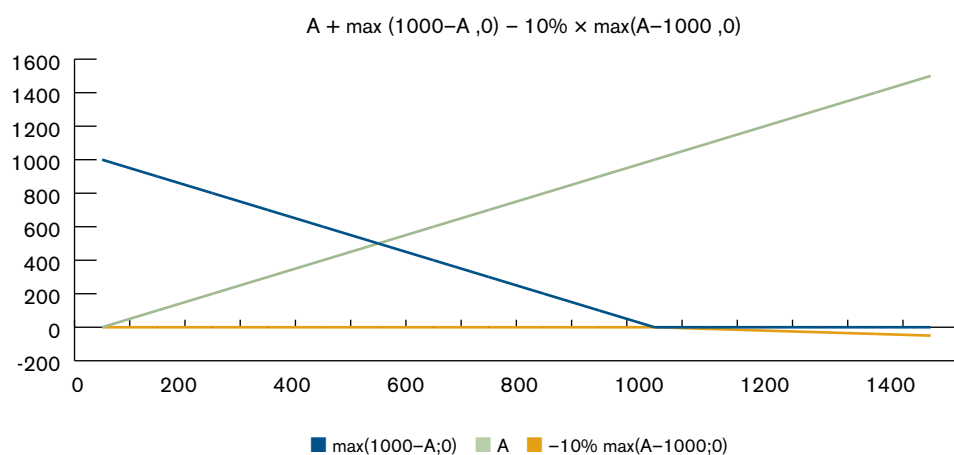
4 Currency Unit; 通貨単位

図4: キャッシュフローの分解: 解釈1



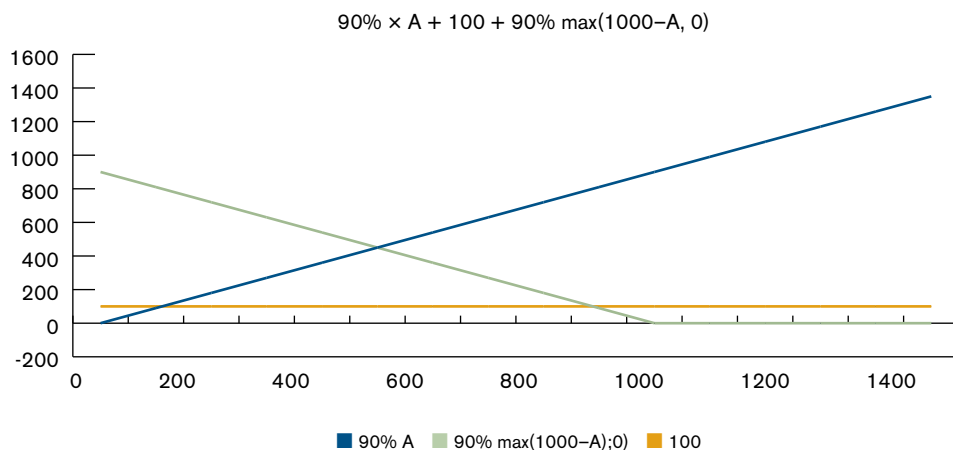
固定的なCU 1,000+コールオプションとして表しており、最低保証に注目した分解方法です。

図5: キャッシュフローの分解: 解釈2



対応資産+プットオプションとして表しており、対応資産への直接リンクに注目した分解方法です。

図6: キャッシュフローの分解: 解釈3



IASBはまず以下の部分を分解する方法によりキャッシュフローを分解することを提案しています。

- ・ 対応資産へ直接(線形的に)リンクされているキャッシュフロー(90% A)
- ・ 対応資産に応じて明らかに変動しない金額(100)

このように分解することにより、保険負債の測定は以下のようになります。

1. 90% A:

1a) 企業が対応資産の保有を義務付けられている場合は、ミラーリング・アプローチにより価値およびその変動を測定しなくてはなりません (§3.5.4参照)。

1b) 上記に該当しない場合、Aの部分に対する公正価値を測定し、(履行キャッシュフローに影響を及ぼす)当該公正価値の変動は当期純利益に反映されます。

2. 100: 当初認識時にロックインした割引率が適用されます。

3. 90% max(1000-A, 0): 対応資産への間接的リンクは、1b)のように取り扱います。

この例では、固定キャッシュフローの金額100は保険契約の支払額です。ただし、固定経費が存在するだけでも、履行キャッシュフローを分解する必要性が生じる可能性があることに留意が必要です。

IFRS9には、金融商品を当期純利益を通じて公正価値で評価(fair value through profit and loss, FVTPL)するよう指定できるオプションがあることを認識しておくことも重要です。上記事例で1b)および3が適用される場合、資産Aをこの区分に置くことにより会計上のマッチングを達成するべきかどうか検討することが考えられます。

6 表示

セクション4では、ビルディング・ブロック・アプローチ手法の包括利益について考察しました。本セクションでは、収益の表示方法について考察します。

表示にあたっては、収益規模、保険金・給付金支払額および経費など、追加的に報告が必要な項目があります。そうすることで、収益指標に関する情報が損益表示に加えられます。一方、これらを表示することは、セクション4で考察した包括利益には影響せず、同一の損益を表示するにあたって別の方法を使用しているにすぎないことを認識しておくことが重要です。

提案された表示手法は、しばしば経過保険料表示と呼ばれています。その主たる特性は、トップラインである収益額からスタートして、最終的にビルディング・ブロック・アプローチの包括利益を説明するという点です。

この収益は保険カバーに対する経過保険料⁵に相当するものと考えられ、以下の特徴を持ちます。

- ・ 収益は、保険者がサービス、即ち保険契約者に対する保険カバーを提供するに応じて認識（計上）されます。契約期間終了までの保険料の合計金額は、保険料収入総額（投資要素を除き、金利増加の影響を加える）と等しいはずですが。
- ・ 保険者は、保険契約者から預けられ保険事故の発生に関わらず払い戻される投資要素については除外しなくてはなりません。収益として計上する保険料には、保険カバーとサービスの提供に関わる部分のみを反映しなければなりません。

この手法には計算負荷が増えるという課題がありますが、IASBは以下の理由から本手法が適切であると考えています。

- ・ 計上される保険収益は、顧客との契約から生じる収益 (Revenue from Contracts with Customers) の公開草案で提案された収益の測定と整合的です。これにより、保険収益の表示は他の業態の表示と整合的になります。
- ・ この場合、保険収益は、短期契約に対する保険料配分アプローチによる保険料のランオフに非常に類似した形になると考えられます。したがって、一つの表示方法をビルディング・ブロック・アプローチおよびPAA双方に用いることができます。

投資要素の分離

経過保険料表示の目的は、保険を提供するサービスに対する料金として考えられる額を収益として表示することです。これを適切に行うには、投資要素に関連する部分を保険料から除外しなくてはなりません。これらは収益ではなく預託金であるためです。

再公開草案では、投資要素が保険要素から分離できない場合、または明示的な積立金勘定がない場合でも、表示目的のためにこのような分離が求められています。

保険料中の預託金総額は、ロックインされた割引率を用いて、保険事故の発生に関わらず保険契約者に払い戻される金額の現在価値として決定されます。基本的には、計上保険料の金額と、解約および死亡の前提条件を用いることで算定できると考えられます。

⁵ 他に検討されたものとして、引受保険料と期日到来保険料があります。

ここで重要な点は、各報告期においてこの保険収益をどのようにしたら計算できるかということです。

以下、基本的な考え方をシンプルな二通りの視点から考察します。

マージンベースの視点

ビルディング・ブロック・アプローチでは、推定キャッシュフローの現在価値、リスク調整、契約上のサービスマージンの合計として保険負債を測定します。

経過保険料の意味を直接的に解釈すれば、ある報告期間の経過保険料は以下の項目⁶の合計となります。

- (EC) 当該期間の予定支払保険金および経費
- (RRi) 当該期間におけるリスク調整の解放
- (RRe) 当該期間における契約上のサービスマージンの解放

期待保険収益を全期間にわたってロックインした率で割り引き、その合計をとると、保険契約の当初測定値になります。そのためこの考え方は、複数期間にわたる一つの契約を、一連の将来各期に開始される一期間フォワード契約に分離することに相当します。

負債ベースの視点

現在の保険負債が未稼得の保険収益の現在価値であるという見方をすることもできます。

$$\text{期始負債} + \text{保険料収入} + \text{金利による増加} - \text{経過保険料} - \text{投資要素の払戻} = \text{期末負債}$$

つまり、

$$\begin{aligned} \text{経過保険料} &= (\text{期始負債} + \text{保険料収入} + \text{金利による増加}) - (\text{期末負債} + \text{投資要素の払戻}) \\ &= (X + P + I) - (Y + IC) \end{aligned}$$

図7: 収益のマージン表示

期始負債		X
収入保険料		+P
ロックイン割引率による金利費用		+I
	-予定保険金支払	-(EC-IC)
-経過保険料	-リスク調整の解放	-RRi
	-契約上のサービスマージンの解放	-RRe
投資要素の払戻		-IC
期末負債		Y

⁶ 直接新契約費の回収に対応する保険料部分は経過保険料の一部となります。ただし、これは表示目的のために用いられるため、ここでは省略します。

しかし現実世界(リアルワールド)には、この等式をかく乱する要素があります。

- ・実績キャッシュフローは、予定とは異なり得ます。その差は、当期純利益に反映されます。
- ・現時点の割引率は、ロックインした割引率とは異なります。この影響は、その他包括利益に反映されます。
- ・将来の保険カバーに対する前提条件を各報告日に変更することができます。契約上のサービスマージンがゼロにならない限り、契約上のサービスマージンがこの影響を吸収します。ただし、吸収できなかった残額は当期純利益に反映されます。
- ・IASBは、直接新契約費をサービスの提供に応じて認識するよう求めています(枠で囲われた部分を参照)。

保険ポートフォリオに直接帰属する新契約費の認識

保険料には、通常、契約を獲得するために当初発生するコストを回収するためのチャージが含まれています。IFRSでは一般的にサービスの提供にしたがって収入を認識するという立場をとっているため、収益表示の導入によりさらに複雑性が増すことになりました。つまり、(新契約費が発生してもサービスが提供されていない場合)新契約費に関連する保険料部分を契約当初に認識することは、この考え方に反することになってしまいます。

そのためIASBは、一般原則に従って以下のようにすることとしました。

- ・新契約費回収のための保険料は、サービスの提供パターンに従い、保険期間にわたって収益として認識。
- ・新契約費は、同じパターンで経費として認識。

ポートフォリオに直接帰属しない新契約費は、発生時に認識します。

下表は、現実世界における要素も考慮した負債の変動要因分析について示したものです。

図8: 負債の変動要因分析: リアルワールド

	理論上		現実世界 (リアルワールド)	当期純利益 (P&L)	契約上の サービス マージン	OCI
期始負債	X		X			
収入保険料	+P		+P			
ロックイン割引率による金利費用	+I		+I	-I		
-投資要素の払戻	-IC		-IC'			
-予定支払保険金	-(EC-IC)	実績支払保険金 実績調整	-(AC-IC')	+[(EC-IC) - (AC-IC')]		
-リスク調整の解放	-RRi		-RRi	+RRi		
-契約上のサービスマージンの解放	-RRe		-RRe	+RRe		
-直接新契約費対応保険料			-Acq	+Acq		
直接新契約費の認識			+Acq	-Acq		
将来キャッシュフローに対する前提条件の変更	-		+ΔA	(-ΔA)	-ΔA	
割引率のアップデート	-		+ΔDR			-ΔDR
期末負債	Y		Y'			

現実世界では、以下ようになります。

$$\text{経過保険料} = ((EC - IC) + RRi + RRe + Acq) = (X + P + I) - (Y' + IC' - \Delta A - \Delta DR - Acq)$$

これは、将来保険カバーに対する負債の変動から保険収益を抽出する実務的な方法です。

経過保険料が求めれば、収益表示は以下のように簡単に表すことができます。

図9: 経過保険料の表示

経過保険料	$(EC-IC)+RRi+RRe+Acq$
- 実績支払保険金	$-(AC-IC')$
(契約上のサービスマージンがゼロの場合の前提条件の変更)	$(-\Delta A)$
直接新契約費	$-Acq$
保険引受損益	$(EC-IC+RRi+RRe)-(AC-IC')-(\Delta A)$

コメント

保険会社の財務諸表の利用者からのコメントに基づき、IASBはIFRSの収益認識フレームワークと整合的で、明確に収益を表示するアプローチを選びました。

しかし経過保険料の表示がうまく機能するかどうかは、収入保険料から全ての投資要素を分離できるかどうかにかかっています。これにより実務的な課題がさらに増えることになりましたが、この点についてはケーススタディーによる分析を今後行っていく予定です。

7 開示

保険負債を測定するためのフレームワークでは、不確実な将来キャッシュフローを計算するため様々な前提条件を必要とします。そのためIFRS基準案では、財務諸表の利用者がこれら保険キャッシュフローの属性、金額、タイミング、不確実性をよりよく理解できるよう保険者にとっては負荷の高い開示が求められています。

開示要件を以下の3つの観点から考察します。

- ・ 認識金額の説明
- ・ IFRS基準案を適用する際に行われた重要な判断の開示
- ・ 保険契約から発生するリスクの属性と範囲の開示

認識金額の説明

本セクションでは、包括利益計算書および負債価値の変動に関してIFRS基準案が求める様々な表示に関して事例を考察します。

実際に保険者が財務諸表を作成する際には以下の点を考慮する必要がありますが、ここでは単純化のため省略しています。

- ・ 再保険控除前の保険負債と再保険資産は別建て表示とする。
- ・ 履行キャッシュフローに反映されていない間接経費は、会社レベルの包括利益を計算する際には反映しなくてはならない。

以下の区分別に保険負債の変動要因を詳細に説明することは有用と考えられます。

- ・ 将来期間の保険カバーに対応する負債の変動。これは、ビルディング・ブロック・アプローチか保険料配分アプローチのいずれかで測定します。
- ・ 将来の保険カバーに対する前提条件の変更から生じた負債の変化で、契約上のサービスマージンで吸収できない部分
- ・ 既発生保険金に対する準備金

図10: 負債の要素別変動要因分析

	将来債務	当初認識時損失	発生保険金	合計
期始負債				X
収入保険料	P			P
金利費用	I ₁		I ₂	I
経過保険料	-(EC-IC)-RRi-RRe-Acq			-(EC-IC)-RRi-RRe-Acq
直接新契約費の認識				+Acq
前提条件の変更		+ΔA ₁	+ΔA ₂	+ΔA
割引率の変更	+ΔDR1		+ΔDR2	+ΔDR
投資要素の払戻	-IC'			-IC'
期末負債				Y'

次に、ビルディング・ブロックの各部分の変動要因を詳細に説明することも有用と考えられます。既発生保険金準備金は、ここでは期待キャッシュフロー現価に含めています。

IASBは、この表示に当期の新契約高の情報も含めることとしています。契約上のサービスマージンが契約開始時の利益を生じさせないように働くため、逆鞘 (onerous) 契約でない限り、新契約による影響はゼロのはずです。

図11：負債のビルディング・ブロック別変動要因分析

		期待 キャッシュフローの 現在価値	リスク 調整	契約上の サービスマージン	合計
期始負債					X
	解放		-RRi	-RRe	-RRi-RRe
	実績調整	-[(EC-IC)-(AC-IC')]			-[(EC-IC)-(AC-IC')]
当期純利益 (P&L)	前提条件の変更	ΔA		$-\Delta A$ or 0	0 or ΔA
	金利費用	I_1		I_2	I
	直接新契約費				-Acq
	直接新契約費の認識				+Acq
OCI	割引率の変更	ΔDR_1		ΔDR_2	ΔDR
新契約	期待保険料	..			-NC
	期待保険金およびマージン	+NC
キャッシュフロー	収入保険料	+P			+P
	実績保険金	-(AC-IC')			-(AC-IC')
	投資要素の払戻	-IC'			-IC'
期末負債					Y'

重要な判断

保険者は、保険契約からの収益およびタイミングの決定に著しい影響を与えると考えられる判断に関する情報、および判断の変更について開示することが求められています。例えば、以下の項目が挙げられます。

- ・ 測定結果に大きな影響を与えるインプット項目
- ・ リスク調整、割引率、保険契約者行動の推計に使用した手法およびインプット
- ・ 手法の変更による影響およびその変更理由の説明
- ・ リスク調整の信頼水準相当
- ・ 割引率に用いたイールドカーブ

リスクの属性と範囲

キャッシュフローの金額、タイミング、不確実性に影響を与えるリスクの属性および範囲についての情報も開示が求められています。

例えば、以下のような項目に関して概要を開示する必要があります。

- ・ リスク・エクスポージャー
- ・ リスク管理方針
- ・ 保険監督規制の影響
- ・ リスク軽減策適用前ならびに適用後の保険リスク、およびリスク集中
- ・ 保険金支払状況 (Claim Development)
- ・ 再保険から生じる信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク
- ・ 流動性リスク
- ・ 市場リスクに対する感応度分析および組込みデリバティブに対するエクスポージャー

さらに流動性リスクについてIFRS基準案では、以下の開示が求められるものと考えられます。

- ・ 流動性リスク管理方針
- ・ 満期情報: ネット・キャッシュフローの当初5年間の各年、および6年目以降合計の内訳
- ・ 契約者の要求により即時に払い戻すべき金額と、当該契約の負債額との比較
- ・ 再公開草案では、リスク情報について、企業が当該手法をリスク管理に実際に使用している場合は、(エンベディッド・バリュー分析やバリュー・アット・リスクなど)代替手法を使用することを認めています。

コメント

継続検討中である他のプロジェクトと同様に、IASBは、財務諸表に本質的情報をできる限り含め、本質的ではない情報は除外されるよう配慮しています。

再公開草案では、企業は上記の開示要件が開示目的に適合するものであるかどうか検討するよう求められています。目的に沿わない項目は省略できます。また逆に、上記の開示リストが十分でなければ、各企業が追加的な情報を開示することが期待されています。

8 結論

IASBは、保険契約に対して公正価値に基づく会計基準を構築するという当初の意向を発表して以来、長い道のりを歩んできました。現在の基準案は、あらゆる項目が整合的となっていると考えられる堅固なフレームワークとなっています。

コメント期間は2013年10月25日までです。財務諸表利用者のための利益と、作成者のコンプライアンス・コストとのバランスをうまくとることができるかどうかは、IFRS最終基準に向けた最後の準備期間の成果にかかっています。

主要論点には以下の項目が含まれるでしょう。

- ・ 割引率のロックイン、および関連する当初認識後の測定
- ・ 保険料の投資要素と保険要素の分離
- ・ 履行キャッシュフローを分解し、異なる割引手法を適用
- ・ 経過保険料の概念
- ・ 信頼水準相当(CLE)の算出
- ・ 割引率および契約上のサービスマージンの遡及計算

IFRS基準案の全容を理解するには、モデリングを行い、それがもたらす影響を計測、実務上の課題を洗い出し、事業戦略に与える影響を分析しなくてはなりません。これらのトピックに関するミリマンの今後の更なる分析にご期待ください。

Kurt Lambrechts, IABE, is a senior consultant with the Brussels office of Milliman. Contact him at kurt.lambrechts@milliman.com.

Alexander Ofutin, FIA, CERA is a senior consultant with the Düsseldorf office of Milliman. Contact him at alexander.ofutin@milliman.com.

星野孝典, FIAJ, FSA, CERA, CMA, is a principal and senior consultant with the Tokyo office of Milliman. Contact him at takanori.hoshino@milliman.com.

William Hines, FSA, MAAA, is a principal and consulting actuary with the Boston office of Milliman. Contact him at william.hines@milliman.com.

Henny Verheugen, AAG, is a principal and consulting actuary with the Amsterdam office of Milliman. Contact him at henny.verheugen@milliman.com.



連絡先:

本紙またはIFRS4公開草案に関する
ご質問、ご意見等ございましたら、
下記コンサルタント、またはお近くの
ミリマンのコンサルタントまで
ご連絡ください。

Kurt Lambrechts
kurt.lambrechts@milliman.com

Alexander Ofutin
alexander.ofutin@milliman.com

星野孝典
takanori.hoshino@milliman.com

William Hines
william.hines@milliman.com

Henny Verheugen
henny.verheugen@milliman.com

milliman.com